

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

公衆衛生系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
帝京大学大学院公衆衛生学研究科 公衆衛生学専攻	平成27年度	適合

公衆衛生系専門職大学院基準の大項目	公衆衛生系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法・成果等 (1) 教育課程等	2-6 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、法令上の規定や当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に則して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。 (「専門職」第2条、第3条、第15条)	いずれのコースでも、修了に要する単位数は32単位であり、そのうち、必修科目14単位、選択必修科目から2単位、選択科目から10単位、「課題研究」6単位を修得することとしている。なお、医療系学部出身者については必修科目である「医学基礎・臨床医学入門」(2単位)の受講は不要であるものの、履修届とともに単位認定申請書を提出して審査のうえ、単位認定を受ける必要がある。	いずれのコースでも、修了に要する単位数は30単位であり、そのうち、必修科目13単位、選択科目から11単位、「課題研究」6単位を修得することとしている。なお、非医療関係学部出身者は、選択必修科目である「医学基礎・臨床医学入門」(2単位)を含む32単位としている。しかし、授与する学位が同一であるにも関わらず、医療系学部出身者であるか否かを以て異なる修了要件単位数としていることについては、改善が求められる。